

(参考5) 高齢者の消費者被害の件数

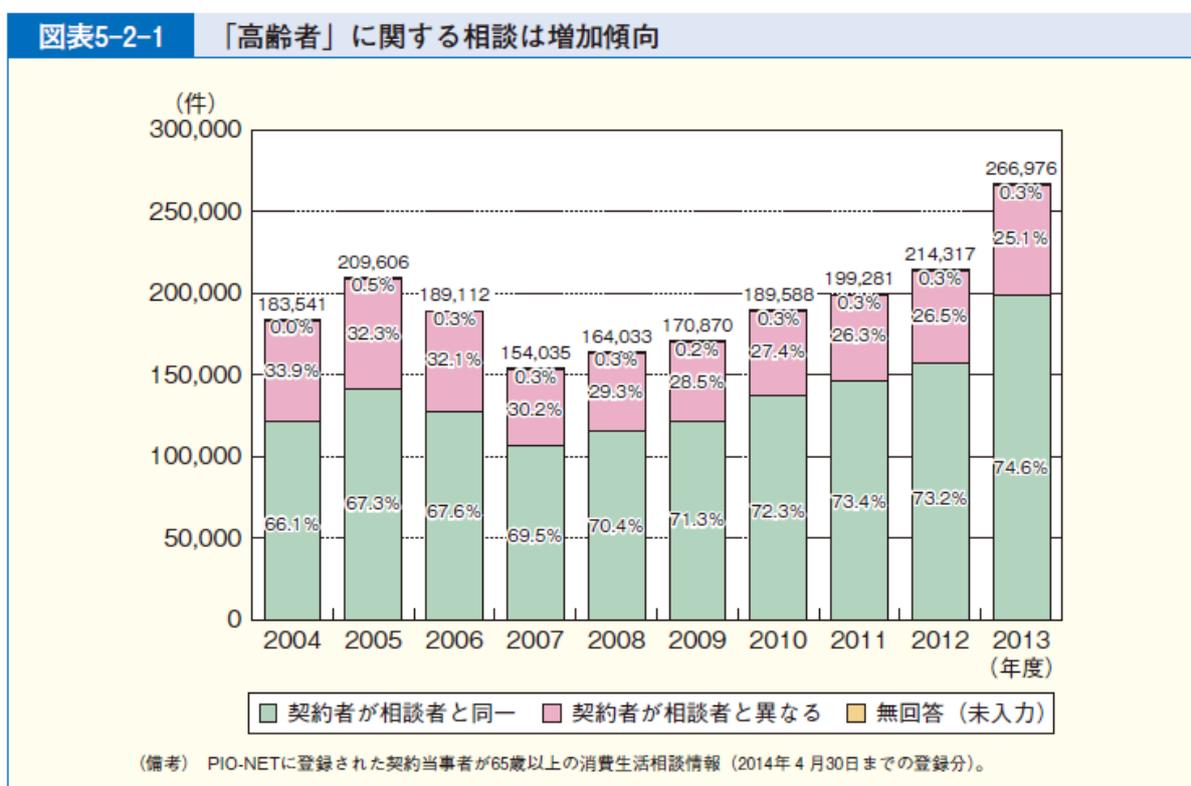
国民生活センター「高齢者の消費者被害」(2015年4月8日更新)³⁰(抜粋)

全国の消費生活センターに寄せられた契約当事者が70歳以上の相談の件数は、2004年度に10万件を超え、2013年度は約21万件で、相談全体の約22%を占めています。

契約当事者が70歳以上の年度別相談件数(2014年5月末日までの登録分)

2004年度	129,392件	2009年度	122,432件
2005年度	139,685件	2010年度	138,725件
2006年度	135,014件	2011年度	148,737件
2007年度	109,166件	2012年度	162,665件
2008年度	115,521件	2013年度	208,926件

平成26年版消費者白書³¹図表5-2-1(201頁)



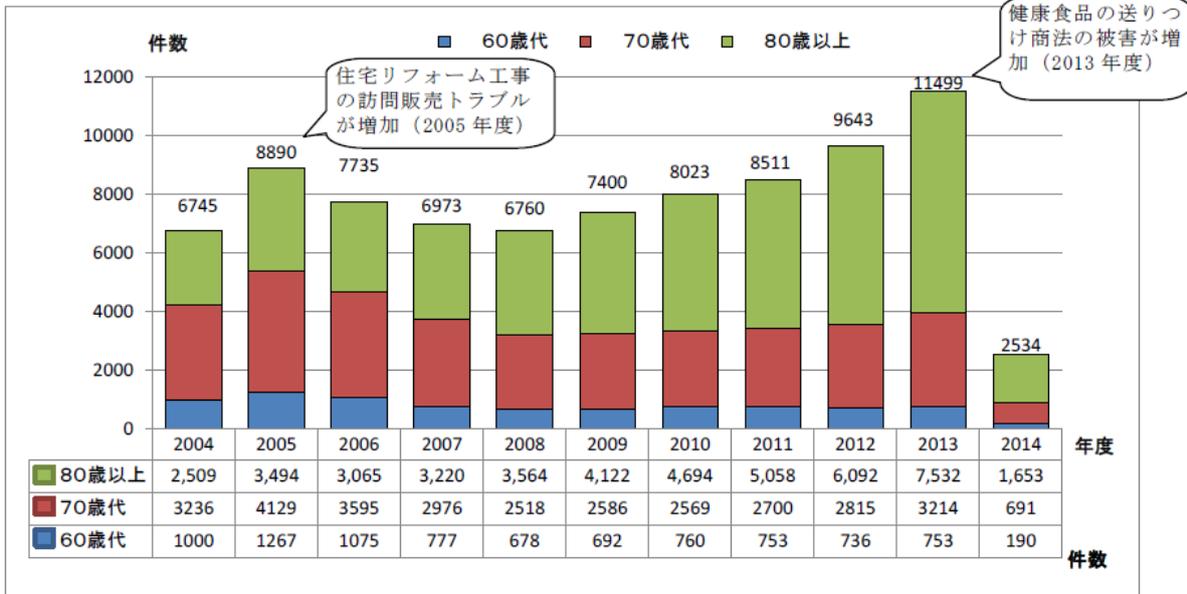
³⁰ http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/koureisya.html

³¹ http://www.caa.go.jp/adjustments/index_15.html

(参考6) 判断力の不十分な高齢者の消費者被害の増加

国民生活センター「家族や周囲の“見守り”と“気づき”が大切 - 認知症等高齢者の消費者トラブルが過去最高に！！ - 」(2014年9月11日公表)³²(抜粋)

図1-1 60歳以上の認知症等高齢者の相談件数(2004年度以降相談受付分)¹



¹ 「判断不十分者契約」(精神障害や知的障害、認知症等の加齢に伴う疾病等、何らかの理由によって十分な判断ができない状態にある消費者による契約)であることが問題になっている相談のうち、契約当事者の年齢が60歳以上のものについて集計した。2014年7月末日までの登録分。

³² http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140911_1.pdf

(参考7) 民法(債権関係)の改正における暴利行為準則に関する議論

民法(債権関係)の改正に関する中間試案(平成26年2月26日決定)

第1 法律行為総則

2 公序良俗(民法第90条関係)

民法第90条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とするものとする。

(2) 相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする。

(注)上記(2)(いわゆる暴利行為)について、相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じて著しく過大な利益を獲得する法律行為は無効とする旨の規定を設けるという考え方がある。また、規定を設けないという考え方がある。

民法(債権関係)の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(9)

(法制審議会民法(債権関係)部会資料73B)

第3 法律行為総則

2 過大な利益を得る法律行為等が無効になる場合

民法第90条に次のような規定のいずれかを設けるという考え方について、どのように考えるか。

【甲案】 当事者の一方に著しく過大な利益を得させ、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされたものであるときは、無効とするものとする。

【乙案】 法律行為が公の秩序又は善良の風俗に反するか否かについて判断するに当たっては、法律行為の内容、当事者の属性、財産の状況、法律行為に至る経緯その他一切の事情を考慮するものとする。この場合において、法律行為の内容を考慮するに当たっては、当事者がその法律行為によって得る利益及び損失の内容及び程度をも勘案するものとする。

民法(債権関係)の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(14)

(法制審議会民法(債権関係)部会資料78B)

第1 法律行為(過大な利益を得る法律行為等が無効になる場合)

民法第90条に次のような規定のいずれかを設けるという考え方について、どのように考えるか。

【甲案】 当事者の一方に著しく過大な利益を得させ、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、相手方の窮迫、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用してされたものであるときは、無効とするものとする。

【乙案】 法律行為の当事者の一方が著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利

益を与えることを理由に第 90 条の規定により当該法律行為が無効とされるかどうかを判断するに当たっては、裁判所は、次に掲げる事項を考慮するものとする。

ア 当該利益又は不利益の性質及び程度

イ 相手方の窮迫、経験の不足その他これらに準ずる事情がある場合には、その事情が法律行為をするかどうかには与えた影響の程度及び態様

民法(債権関係)の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(16)

(法制審議会民法(債権関係)部会資料 80 B)

第 1 法律行為(暴利行為が無効になる場合)

暴利行為について、次のような考え方があるが、どのように考えるか。

【甲案】

暴利行為について、次のような規律を設けるものとする。

当事者の一方に著しく過大な利益を得させ、又は相手方に著しく過大な不利益を与える契約は、相手方の窮迫、経験の不足その他の契約についての合理的な判断を困難とする事情を不当に利用してされたものであるときに限り、無効とする。

【乙案】

暴利行為については、新たな規律を設けない。

民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の第二次案 補充説明

(法制審議会民法(債権関係)部会資料 82- 2)

第 1 法律行為総則

【取り上げなかった論点】

部会資料 80 B 第 1 「法律行為(暴利行為が無効になる場合)」

【中間試案第 1、2(2) 第 92 回会議(部会資料 80 B)で審議】

本論点は、民法第 90 条に基づいて無効とされる、いわゆる暴利行為について、規律を明文化しその内容を明らかにしようとするものであるが、第 92 回会議で提示した案については、その要件が限定的に過ぎるといった観点からの指摘がある一方で、逆に要件が緩やかに過ぎ濫用のおそれがあるとの指摘もあった。このように、明文化すべき適切な要件についてはなお意見対立があり、合意形成が困難な状況にあると考えられることから、取り上げないこととした。

(参考8) 金融商品取引法第171条の2

金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

(無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果)

第一百七十一条の二 無登録業者(第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。)が、未公開有価証券につき売付け等(売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。)を行つた場合には、対象契約(当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公開有価証券の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。)は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公開有価証券の売主若しくは発行者(当該対象契約の当事者に限る。)が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

2 前項の「未公開有価証券」とは、社債券、株券、新株予約権証券その他の適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券であつて、次に掲げる有価証券のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券
- 二 店頭売買有価証券又は取扱有価証券
- 三 前二号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができる有価証券として政令で定める有価証券

(参考9) 特定商取引法第9条の2

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)

(通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等)

第九条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約

二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。

3 (略)

(参考10) これまでに出された提案

日弁連改正試案

(困惑惹起行為)

第5条 消費者は、事業者が消費者契約の締結に先立ち、又は締結の際に、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又は業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。
- 三 当該事業者が、当該消費者に対して、威迫する言動、不安にさせる言動、迷惑を覚えさせるような仕方その他心理的な負担を与える方法で勧誘すること。

2 (略)

(つけ込み型不当勧誘)

第6条 消費者は、事業者が、当該消費者の困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足その他の当該消費者が消費者契約を締結するかどうかを合理的に判断することができない事情があることを不当に利用して、当該消費者に消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をさせたときは、これを取り消すことができる。

2 (略)

(不当勧誘行為と損害賠償義務)

第7条 事業者が、消費者契約の締結に先立ち、又は締結の際に、次の各号に掲げる行為その他の消費者の権利又は利益を侵害する勧誘行為(以下「不当勧誘行為」という。)を行った場合、当該消費者は、当該事業者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該事業者に故意又は過失がない場合は、この限りではない。

- 一 (略)
- 二 当該消費者契約の締結の勧誘の要請をしていない消費者に対し、訪問、電話、ファクシミリ装置を用いた送信又は電子メール等の送信により、当該消費者契約の締結について勧誘すること。
- 三 当該消費者契約を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、当該消費者契約の締結について勧誘すること。
- 四 当該消費者の契約締結の目的、契約締結の必要性、知識、経験、理解力、財産の状況等に照らして不適当な契約を勧誘する行為

五 (略)

(消費者公序)

第8条 消費者契約が公の秩序又は善良の風俗に反するか否かを判断するに当たっては、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差の存在、当該消費者契約の目的及び内容並びに締結に至る経緯その他一切の事情を考慮するものとする。

- 2 事業者に過大な利益を得させ、又は消費者に過大な不利益を与える法律行為が、当該事業者が当該消費者に対して不当勧誘行為を行ったことによってなされたものであるときは、公の秩序又は善良の風俗に反し無効とする。

後藤巻則委員試案（第3回消費者契約法専門調査会資料4・11～12頁）

消費者は、事業者が当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

- 一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居またはその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。
- 二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。
- 三 当該事業者が、当該消費者に対して、威迫する言動、私生活または業務の平穩を害する言動、その他迷惑を覚えさせるような方法で勧誘すること。
- 四 ……
- 五 ……

* 不公正な取引方法をリスト化して示すことが検討されるべきである。

債権法改正の基本方針（民法（債権法）改正検討委員会）

【1.5.19】（消費者契約の特則 困惑）

<1> 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、以下のいずれかに該当する行為によるほか、当該消費者が勧誘の継続を望まない旨の意思を示したにもかかわらず、当該消費者に対して勧誘を継続することにより、当該消費者が当該消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示をするまで勧誘が継続するものと困惑し、それによって当該消費者契約の申込みまたはその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

<ア> 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居またはその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

<イ> 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

<2> （略）

2. 第三者による不当勧誘

消費者の事業者に対する意思表示について、第三者が不当勧誘行為を行った場合において、事業者がその事実を知っていたとき又は知ることができたときには、当該消費者がその意思表示を取り消すことができることとすべきという考え方について、どう考えるか。

次の場合に、第三者の行為を理由とする意思表示の取消しを認めるべきか。

事例 2-1 A社から電話があり、「B社のリゾート会員権のパンフレットが届いているか。これが届いているのは宝くじに当たっているようなものなので探すように」と言われ、探したら届いていた。2～3日後、A社から電話があり「絶対に高値で買い取るのでその会員権を購入してほしい」と言われ断ったが、「全国に顧客があり、多くの人が先に購入してもらって我々が高額で買い受けている。絶対に嘘はない」などと誘われ信用して、B社のリゾート会員権を3口分、315万円で購入した。その後も「合計5口になればもっと高額で買い取る」とA社から追加購入を煽られ、さらに2口分210万円振り込んだ。支払金額の合計は525万円になる。A社はすぐ買い取りの準備をすと言っていたが、その後A社からの連絡は一切なく、連絡先もわからない。B社に連絡したがA社のことは知らないと言われ、解約にも応じてもらえなかった。

(1) 問題の所在

ア 現行法の規定

第三者が、消費者に対して、消費者契約法第4条第1項から第3項までに定める不当勧誘行為を行った場合の規律として、法第5条第1項がある。すなわち、法第5条第1項は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介³³をすることの委託をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者が含む。)が、消費者に対して、法第4条第1項から第3項までに規定する行為をした場合について、法第4条の規定を準用し、当該不当勧誘行為によっ

³³ 「媒介」とは、「他人間との間に法律行為が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力すること」をいい、また、「両者の間に立って尽力する」とは、「通常、契約締結の直前までの必要な段取り等を第三者が行っており、事業者が契約締結さえ済ませればよいような状況」をいう(消費者庁逐条解説 155頁)。

てした意思表示を取り消すことができることとしている³⁴。

これに対し、事業者から委託を受けていない第三者が不当勧誘行為を行った場合については、消費者契約法は特に規定を設けておらず、そのような場合には、事業者が、当該第三者が不当勧誘行為を行っていたことを知っていた場合であっても、消費者は意思表示を取り消すことはできないことになる³⁵。

イ 消費者被害の実態

このように、消費者契約法は、第三者による不当勧誘行為が行われた場合については、当該第三者との間に委託関係が認められる場合にしか、取消しを認めていない。しかしながら、例えば、複数人によるいわゆる劇場型の勧誘の中で不実告知がされた事例（事例 2-1）などでは、契約の相手方と勧誘者の間に委託関係があったことを裏付けることが困難であるという指摘もある（参考 2）。

この点について、民法では委託関係のない第三者による詐欺であっても相手方が悪意（又は有過失³⁶）であれば意思表示の取消しが認められる（民法第 96 条第 2 項）ことを踏まえ、第三者が事業者から委託を受けていない場合であっても、当該第三者が消費者に対して法第 4 条第 1 項から第 3 項までに規定する不当勧誘行為を行い、かつ、事業者がその事実を知っていた場合には、民法第 96 条第 2 項と同様に、消費者に取消権を認めるべきであるとの指摘がある³⁷。

³⁴ なお、民法（債権関係）改正の議論において、民法第 96 条（詐欺・強迫）にも同様の規律を設けることが検討されていた（法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第 3・3）（参考 1）。

³⁵ 山本豊「消費者契約法(2) 契約締結過程の規律」(法学教室 242 号) 94 頁。この点について、民法第 96 条第 2 項の趣旨の類推を認める見解もある（潮見佳男編著『消費者契約法・金融商品販売法と金融取引』（経済法令研究会）46～47 頁（佐久間毅執筆））。

³⁶ 民法第 96 条第 2 項は、第三者による詐欺について、「相手方がその事実を知っていたときに限り」その意思表示を取り消すことができるとされているが、法務省法制審議会「民法（債権関係）の改正に関する要綱」（平成 27 年 2 月）第 3・3・(2)は、これを、「相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り」（下線は引用者による）と改正する案を示している。これは、第三者の詐欺について善意の相手方に対して意思表示を取り消すことができないこととするのは、当該意思表示が有効であるという信頼を保護するためであるから、その信頼が保護に値するもの、すなわち相手方が無過失であることが必要であるという指摘、及び、

表意者の心裡留保については、相手方が善意であっても過失があれば意思表示が無効とされることとのバランス（第三者の詐欺の場合、表意者は騙されて意思表示をしたのであり、自ら虚偽の意思表示をした心裡留保の場合に比べて帰責性は小さいと考えられるから、心裡留保の意思表示をした表意者と、少なくとも同程度に保護する必要がある）から、第三者の詐欺による意思表示についても、相手方本人がそれを知ることができたときは取消しが認められるべきであるという指摘を受けたものと説明されている（法務省民事局参事官室「民法（債権関係）の改正に関する中間試案の補足説明」26 頁）。

³⁷ 沖野眞己「『消費者契約法（仮称）』における『契約締結過程』の規律」(NBL685 号) 22 頁、

(2) 考え方

民法第96条第2項は、相手方の利益と詐欺の被害者(表意者)の利益を調整するため、相手方の善意・悪意で取消しの可否を決定することとしたものである³⁸。そして、この趣旨は、表意者が不当勧誘行為によって意思表示をした場合にも同様に当てはまるものと考えられることもできる。

これに対し、自己のコントロールの及ばない第三者の行為による意思表示まで取消しの対象とすると、取引の安定性を害するという指摘もある³⁹。

この点については、第三者の行為について事業者のコントロールが及ばない場合であっても、事業者が、当該第三者の不当勧誘行為に起因する誤認・困惑によって消費者が意思表示をしていることを知っている又は知ることができるような場合には⁴⁰、事業者にはこれを払拭する機会があったといえることができ、それにもかかわらず契約締結に及んだような場合であれば、消費者に取消権を認めても不合理ではないと考えることもできる。

なお、第三者の不当勧誘行為による取消しの規律についての検討は、「勧誘」要件の在り方についての検討と相互に関連することから、一方を検討する際には、他方に与える影響を考慮する必要がある(例えば、第三者の不当勧誘行為による取消しとの関係では、取消しが認められる範囲が過度に広がり、事業者にとって酷になることのないよう、「勧誘」概念を適切に設定する必要があると考えられる。)

以上を踏まえ、消費者の事業者に対する意思表示について、第三者が不当勧誘行為を行った場合において、事業者がその事実を知っていたとき又は知ることができたときには、当該消費者がその意思表示を取り消すことができるとすべきという考え方について、どう考えるか。

潮見佳男編著『消費者契約法・金融商品販売法と金融取引』(経済法令研究会)46~47頁(佐久間毅執筆)、河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』(信山社)20頁、22頁(丸山絵美子執筆)

³⁸ 平井宜雄=川島武宜編『新版注釈民法(3) 総則(3)』(有斐閣)497頁(下森定執筆)

³⁹ 第5回消費者契約法専門調査会資料3(阿部委員提出資料)12~13頁、第6回消費者契約法専門調査会資料3-3(古閑委員提出資料)6頁

⁴⁰ 『新版注釈民法(3) 総則(3)』(有斐閣)497頁(下森定執筆)は、「相手方の悪意とは、相手方が詐欺の事実を知ること、すなわち自己の受領した意思表示が他人の詐欺によって表意者によりなされたものだということを知っていること、である」としており、これによると、欺罔行為の存在だけでなく、表意者がこれによって錯誤に陥り、それに基づいて意思表示をしたことについての認識が必要であることになる。消費者契約法に民法第96条第2項に相当する規定を設けた場合についても同様に考えると、不当勧誘行為の存在だけでなく、消費者がそれによって誤認又は困惑し、それによって意思表示をしたことについての認識が必要ということになる。

【参照条文】

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（媒介の委託を受けた第三者及び代理人）

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託（以下この項において単に「委託」という。）をし、当該委託を受けた第三者（その第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下「受託者等」という。）が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。）事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（詐欺又は強迫）

第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

3 （略）

民法（債権関係）の改正に関する要綱（平成 27 年 2 月 24 日決定）

第 3 意思表示

3 詐欺（民法第 96 条関係）

民法第 96 条の規律を次のように改めるものとする。

(1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。（民法第 96 条第 1 項と同文）

(2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

(3) （略）

(参考1) 民法(債権関係)の改正に関する中間試案(平成25年2月26日決定)

第3 意思表示

3 詐欺(民法第96条関係)

民法第96条の規律を次のように改めるものとする。

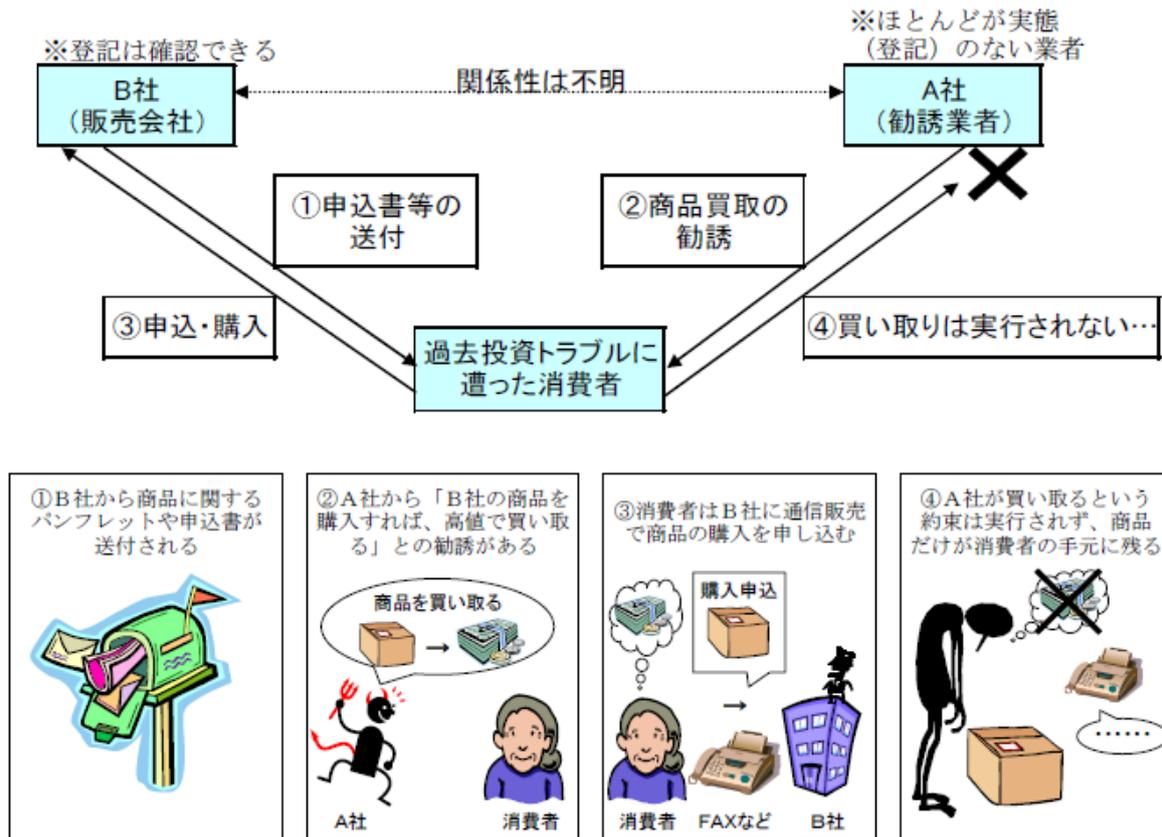
- (1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができるものとする。
- (2) 相手方のある意思表示において、相手方から契約の締結について媒介をすることの委託を受けた者又は相手方の代理人が詐欺を行ったときも、上記(1)と同様とする(その意思表示を取り消すことができる)ものとする。
- (3) 相手方のある意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、上記(2)の場合を除き、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができるものとする。
- (4) (略)

(注) 上記(2)については、媒介受託者及び代理人のほか、その行為について相手方が責任を負うべき者が詐欺を行ったときも上記(1)と同様とする旨の規定を設けるという考え方がある。

(参考2) 劇場型勧誘 (国民生活センター発表資料⁴¹より抜粋)

劇場型勧誘の典型例 (3頁)

図 劇場型勧誘の典型例



劇場型勧誘の特徴 (4頁)

(2) 劇場型勧誘のトラブルは解決が困難なケースが多い

勧誘業者は、消費者が商品等の購入代金を支払うと連絡が取れなくなってしまう、販売業者は勧誘業者との関連を認めないため、勧誘業者と販売業者との関連を裏付けることは困難である。

⁴¹ http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101125_2.pdf

(参考3) これまでに出された提案

消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第9条 第4条から第6条までの規定及び民法(明治29年法律第89号)第96条第1項の規定のうち詐欺による意思表示の取消しの規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託(以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託を受けた者(二以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。))を含む。次項において「受託者等」という。)が消費者に対して第4条から第6条までに規定する行為及び民法第96条第1項に規定する詐欺行為をした場合について準用する。

2 (略)

3 第4条から第6条までの規定及び民法第96条第1項の規定のうち詐欺による意思表示の取消しの規定は、第三者が消費者に対して第4条から第6条までに規定する行為又は民法第96条第1項に規定する詐欺行為を行い、当該消費者が当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をした場合において、当該第三者が第4条から第6条までに規定する行為又は民法第96条第1項に規定する詐欺行為をしたことを当該事業者が知っていたとき又は知ることができたときについて準用する。

3 . 取消権の行使期間

法第7条第1項に定める取消権の行使期間を伸長すべきという考え方について、どう考えるか。

また、伸長することとした場合、具体的な行使期間としては、以下の考え方があり得るが、どう考えるか。

短期 【甲案】追認をすることができる時から1年間

【乙案】追認をすることができる時から3年間

【丙案】追認をすることができる時から5年間

長期 【甲案】当該消費者契約の締結の時から10年間

【乙案】当該消費者契約の締結の時から20年間

次の場合に、法第7条に定める行使期間内に消費者が取消権を行使できないことを理由に、取消しを認めないことが適当か。

事例 3-1 消費者が、街を歩いていたときに販売店の男性担当者から声をかけられ、何度も断ったものの絵画の展示場に連れて行かれ、購入を勧められた。断ったが、帰してもらえないような気がしたため、言われるままに契約書の契約者欄に署名押印をした。翌月、販売店担当者から連絡を受け、店に行くと、同担当者から、商品を引き渡すので納品確認書に署名押印するように求められた。消費者は、絵画を購入したつもりはないし、受け取っても家には飾る場所がないからと言って断ったが、担当者がとにかく受取のサインをするようにと要求したため、サインをしないと帰してもらえなくなると思い、仕方なく納品確認書に署名押印した。その後、取消権を行使した時点で、売買契約の日から6か月以上が経過していたものの、納品確認書に署名押印した日からは6か月は経過していなかった。

事例 3-2 原野商法の二次被害で、「他にもっと良い土地がある」として、買換の形で、6回にわたり次々と新たな土地を購入させられた。被害者は高齢であり、被害に気づくのが遅かったため、相談にきた時点で、6回のうち4回については、契約締結から既に5年以上経っていた。

事例 3-3 数年前に、脅迫的な勧誘を受けたため、恐くてどこにも相談できなかったが、友人が同じようなケースで弁護士に相談して返金してもらったと分かった。私も取り戻せるだろうか。

(1) 問題の所在

ア 現行法の規定

(ア) 法第 7 条第 1 項は、消費者契約法に基づく意思表示の取消権の行使期間について、以下のとおり、民法に基づく取消権よりも短く規定している。

		民法第 126 条 ⁴²
短期	追認をすることができる時 ⁴³ から 6 か月	追認をすることができる時から 5 年
長期	消費者契約の締結の時から 5 年	行為の時から 20 年

その趣旨としては、消費者契約の一方当事者である事業者の行う取引は、反復継続性という性質をもつため、迅速な処理が求められ、かつ、取引の安全確保、早期の安定化に対する要請が高いこと、消費者契約法は、民法の定める場合よりも取消しを広く認めようとするものであるので、私人間におけるあらゆる行為を想定し、その取消権の行使期間を定める民法の場合と比べ、取消しの行使期間を短く規定することの二点が指摘されている⁴⁴。

(イ) 短期の行使期間が 6 か月とされている点については、取引社会の実情において、比較的短期間のうちにその請求、弁済がなされていることから、早急に法律関係を確定させる必要がある、また、消費者契約においては、自らの誤認に気づいた時もしくは困惑の状態を免れた時より 6 か月間あれば権利を行使するには十分であると説明されている⁴⁵。

⁴² 民法（債権関係）改正の議論の中では、民法第 126 条の規律を改め、取消権の行使期間を「追認をすることができる時から 3 年」、「行為の時から 10 年」に短縮する案も提示されたが（法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第 5・6）結果的には、現行法が維持されることとなった（参考 1）。

⁴³ 「追認をすることができる時」とは、「取消しの原因となっていた状況が消滅した時（民法第 124 条第 1 項参照）」を意味するものと説明されている（消費者庁逐条解説 170 頁）。この点に関して、法制審議会「民法（債権関係）の改正に関する要綱」において、民法第 124 条第 1 項を「取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。」（下線は引用者による）と改正する案が提示されている。

⁴⁴ 消費者庁逐条解説 169 頁

⁴⁵ 消費者庁逐条解説 170～171 頁

(ウ)長期の行使期間が5年とされている点については、「消費者の権利、取引の安定という両者の趣旨を踏まえて行使期間を考えたとき、法律関係を早期に確定させるという観点から商事債権について5年間の消滅時効を定めた商法第522条の規定も参考にしながら、本法では、消費者契約に係る取消権の行使期間を5年と定めた」と説明されている⁴⁶。

イ 行使期間を経過した被害事例の発生

法第7条第1項については、消費生活相談の現場等から、消費者被害の実情として、どこに相談して良いか分からないまま時間が経過する、いったんは事業者申し入れても拒否されて諦めてしまう、契約締結から5年以上経過した後社会問題になって初めて被害を受けたことに気づくなどの事情により、同条項の行使期間内には取消権を行使することができない事例があるという指摘がある⁴⁷。例えば、事例3-2は、行使期間内に取消権を行使することができなかった事例である。また、裁判例を見ると、取消権の行使期間の起算点を柔軟に解釈することによって、取消権の行使を認めたものも存在するが(事例3-1)⁴⁸、これについては、短すぎる期間制限に対する対処療法的な判断であり、安定的な解釈論とはいえないという指摘もある⁴⁹。

他にも、この点に関しては、消費者には短期間での権利行使を期待できない場合が多い等の理由から、取消権の行使期間を伸長すべきという意見が見られる⁵⁰。

⁴⁶ 消費者庁逐条解説 172 頁

⁴⁷ 消費者庁「平成23年度 消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査結果報告書」(平成24年6月)356頁(「B-1 関係機関ヒアリング」「3 取消権の行使期間」)参照。

⁴⁸ 判決(東京簡判平成15年5月15日別冊ジュリスト200号82頁)は、消費者が、「申込時におけると同様、販売店の担当者の言動に基因する困惑した状況のもとに、納品確認書に署名押印したことが認められる。この引渡しの手続は、販売店の債務履行のためになされたものであり、申込時における契約と一体をなすものであると考えられる」として、取消権行使期間も納品確認書への署名押印時から進行するとした。

⁴⁹ 河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』(信山社)21頁(丸山絵美子執筆)

⁵⁰ 沖野眞己『『消費者契約法(仮称)』における『契約締結過程』の規律』22~23頁(この見解は、知っていた場合に加え、知り得べき場合も含むことを示唆している。)潮見佳男編著『消費者契約法・金融商品販売法と金融取引』(経済法令研究会)55~57頁(佐久間毅執筆)河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』(信山社)20頁、21頁(丸山絵美子執筆)

(2) 考え方

ア 短期の行使期間(6か月)について

(ア) 消費者契約法における取消権の行使期間が、民法におけるそれよりも短縮されている趣旨は、法律関係の早期安定についての事業者からの要請(上記(1)・ア・(ア)の)と、民法よりも広く取消しを認めることとの均衡(同)に求められている。

そこで、短期の行使期間との関係で、他の法律において、法律関係の早期安定の要請の観点から、権利の行使期間を6か月としている規定の例を見ると、親族法上の身分関係についての取消権(民法第808条第1項等)、手形法・小切手法上の請求権(手形法第70条第3項、小切手法第51条第2項)など、法律関係の早期安定が特に強く求められる分野に見られることが分かる(参考2)。これを踏まえ、消費者契約が、身分関係や手形法・小切手法上の請求権と同様に、法律関係の早期安定が特に強く求められる類型に該当するかについて、検討する必要があると考えられる⁵¹。

また、法第4条第1項から第3項の不当勧誘行為を理由とする取消しは、民法第96条第1項の詐欺・強迫による取消しよりも、要件が緩和されているが⁵²、これが、行使期間を5年から6か月というように大幅に短縮しなければ均衡が取れない程度の緩和といえるかについても、検討する必要があると考えられる⁵³。

(イ) また、短期の行使期間を6か月とした理由としては、法律関係の早期安定の要請(上記(1)・ア・(イ)の)のほか、「消費者契約においては、自らの誤認に気づいた時もしくは困惑の状態を免れた時より6か月間あれば権利を行使するには十分である」というように、消費者契約における実情が根拠として挙げられている(同)。

この点について、消費生活相談の現場などから、法第7条第1項の行使期間内に取消権を行使することができない事例があるという指摘があることは

⁵¹ この点について、追認可能時以後6か月という行使期間は、法律関係の早期安定の要請を考慮して形成権の行使期間を短期に制限する他の諸規定と比較して、あまりにも短すぎるのではないかという疑いがあるとする見解として、潮見佳男編著『消費者契約法・金融商品販売法と金融取引』(経済法令研究会)56頁(佐久間毅執筆)。

⁵² 消費者庁逐条解説 129~131頁、140~141頁

⁵³ 民法の詐欺・強迫に付加して新たに取消しを認めたといえる部分が、行使期間についての調整を正当とするほどに、広がっているとは思われないとする見解として、沖野眞己「『消費者契約法(仮称)』における『契約締結過程』の規律」(NBL685号)22頁。

前述のとおりである。

さらに、国民生活センター「消費生活相談の視点からみた消費者契約法のあり方」(2007年11月)の「第 章 消費者契約法の活用状況等に関する調査」、「5 取消権の行使期間(7条1項)を過ぎた相談があったか」(122～125頁)には、以下の調査結果が掲載されている。

消費生活相談員 1,553 人のうち、

- ・「騙されて契約していたことに気づいてから6ヵ月以上経っていた」相談を受けた経験があるのは1,136人(73.1%)
- ・「不返去・返去妨害から解放されてから6ヵ月以上経っていた」相談を受けた経験があるのは383人(24.7%)

また、このうち、「騙されて契約していたことに気づいてから6ヵ月以上経っていた」相談を受けた経験があると回答した対象者1,136人に対して、当該相談者が「すぐに相談してこなかった理由」を尋ねたところ、以下のような結果となっている。

- ・「事業者とやりとりしているうちに時間が経ってしまった」が113人(9.9%)
- ・「事業者に苦情を聞き入れてもらえずあきらめていた」が644人(56.7%)
- ・「悩んでいたら時間が経ってしまった」が822人(72.4%)

これらを踏まえ、立法時の想定が消費者契約の実情に沿うものか否かについて、検討する必要があると考えられる。

以上を踏まえ、法第7条第1項に定める取消権の行使期間(短期6ヵ月)を伸長すべきという考え方について、どのように考えるか。

また、短期の行使期間を伸長することとした場合、具体的な行使期間としては、次のようなものが考えられる。

- 【甲案】追認をすることができる時から1年
- 【乙案】追認をすることができる時から3年
- 【丙案】追認をすることができる時から5年

近年の高齢化の進展により、高齢者の消費者被害が年々増加しているところ、そうした被害については、家族など本人以外の者が気付いたことにより、消費

生活相談などの行動が起こされることも多いといえる⁵⁴。そして、一般的には、実家を離れている家族なども、年に一回程度は帰省するものと考えられ、その際に、不当勧誘を受けて契約を締結したことに気付く機会があると思われることを目安として、短期の行使期間を1年に伸長することが考えられる。なお、他の法律において、権利行使期間を1年に限定している規定の例を見ると、遺留分減殺請求権の行使期間（民法第1042条）、訪問販売における過量販売の場合の申込みの撤回や契約の解除の権利の行使期間（特定商取引に関する法律第9条の2第2項）や金融取引分野における一部の損害賠償請求権の行使期間（商品先物取引法第117条第2項等）などがある（参考4）。

また、民法（債権関係）改正の議論の中で、民法第126条の規律を改め、短期の行使期間を「追認をすることができる時から3年」とする案が提示されていたが（法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第5・6）この案は、「詐欺や強迫を受けた者等の救済の余地をも狭めることになり相当でない旨の指摘」等を受け、コンセンサスを形成することは困難として、取り上げられないこととされた（同部会「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案の原案（その1）補充説明」（同部会資料79-3））（参考1）。このように、民法（債権関係）改正の議論の中では、詐欺・強迫の被害者の救済の観点から、取消権の短期の行使期間を3年に短縮する案は取り上げられず、短期の行使期間を5年とする現行法が維持されることになった。消費者契約法の取消権の短期の行使期間との関係では、これを伸長するとしても、民法よりも広く取消しを認めることとの均衡の観点から、民法の取消権の行使期間よりも短くすることも考えられるが、その際には、民法（債権関係）改正の議論において提案されていたものを目安として、その期間を3年とすることが考えられる⁵⁵。

これに対し、そもそも、消費者が、他と比較して、権利を行使するかどうかの判断を早く行うことができるわけではないと考え、発生した取消権の存続期間（追認可能時以後、権利を行使するかどうかを判断するための猶予期間）に差を設けることが合理的でないと考えれば、民法の規定に合わせ、短期の行使期間を5年とすることも考えられる。

⁵⁴ 高齢者の消費生活相談について、他の年代と比較して、契約者と相談者が異なる（家族その他の契約当事者以外の者が相談者である）割合が高いことについて、平成26年版消費者白書 図表5-2-2（202頁）（参考3）。

⁵⁵ 日弁連改正試案第11条、河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』（信山社）21頁（丸山絵美子執筆）

イ 長期の行使期間（５年）について

短期の行使期間の場合と同様、長期の行使期間についても、消費者契約法において民法上の取消権の要件を緩和していることが、20年から5年への大幅な短縮をしなければ均衡が取れない程度のものといえるかについて、検討する必要がある。

また、消費者契約の実情との関係では、前掲の国民生活センター「消費生活相談の視点からみた消費者契約法のあり方」（2007年11月）に、以下のような調査結果が掲載されている。

消費生活相談員 1,553 人のうち、

・「契約してから5年以上経っていた」相談を受けた経験があるのは 806 人（51.9%）

また、このように回答した対象者 806 人に対して、当該相談者が「相談してきた経緯」を尋ねたところ、以下のような結果となったと記載されている。

・「本人以外が気づいて相談してきた」が 366 人（45.4%）

・「最近になって騙されていたことに気づいて相談してきた」が 407 人（50.5%）

・「ずっと悩んでいたが、最近になって相談してきた」が 314 人（39.0%）

実際に、事例 3-2 は、「最近になって騙されていたことに気づいて相談してきた」事例、事例 3-3 は「ずっと悩んでいたが、最近になって相談してきた」事例と考えられる。これらを踏まえ、長期の行使期間が消費者契約の実情に沿うものか否かについて、検討する必要があると考えられる。

以上を踏まえた上で、法第7条第1項に定める取消権の行使期間（長期5年）を伸長すべきという考え方について、どのように考えるか。

また、長期の行使期間を伸長することとした場合、具体的な行使期間としては、次のようなものが考えられる。

【甲案】当該消費者契約の締結の時から10年間

【乙案】当該消費者契約の締結の時から20年間

長期の行使期間との関係では、民法（債権関係）改正の議論において、民法第126条を改め、長期の行使期間を「行為の時から10年」に短縮するという提案がされていた（法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」第5・6）。前述のとおり、最終的に被害者救済の観点等か

らこれが取り上げられなかったが、消費者契約法の長期の行使期間を伸長するに当たっては、民法（債権関係）改正の議論における提案を目安として、10年とすることが考えられる。

また、民法の規定に合わせ、長期の行使期間を 20 年とすることも考えられる。

【参照条文】

消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）

（取消権の行使期間等）

第七条 第四条第一項から第三項までの規定による取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

2 （略）

民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（取消権の期間の制限）

第 126 条 取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

(参考1) 取消権の行使期間に関する法制審議会民法(債権関係)部会での提案

民法(債権関係)の改正に関する中間試案(平成25年2月26日決定)

第5 無効及び取消し

6 取消権の行使期間(民法第126条関係)

民法第126条の規律を改め、取消権は、追認をすることができる時から3年間行使しないときは時効によって消滅するものとし、行為の時から10年を経過したときも、同様とするものとする。

(注)民法第126条の規律を維持するという考え方がある。

民法(債権関係)の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(3)(部会資料66B)

第2 無効及び取消し

2 取消権の行使期間(民法第126条関係)

民法第126条の規律については、その定める期間が長すぎるとして、中間試案においては、短縮化が提案されているが、その当否や具体的な期間については、消滅時効期間や、他の権利行使期間の制限などとのバランスも考慮して、改めて検討することとしてはどうか。

民法(債権関係)の改正に関する要綱仮案の原案(その1) 補充説明(部会資料79-3)

第4 無効及び取消し

【取り上げなかった論点】

部会資料66B第2、1「法律行為の一部無効」

(略)

部会資料66B第2、2「取消権の行使期間(民法第126条関係)」

【中間試案第5、6 第76回会議(部会資料66B)で審議】

本論点については、取消権の行使期間を短縮すること(例えば短期を5年から3年に、長期を20年から10年に短縮すること)は、詐欺や強迫を受けた者等の救済の余地をも狭めることになり相当でない旨の指摘がある。部会においても同様の指摘があり、コンセンサスを形成することは困難であるため、債権の消滅時効に関する改正の成否に関わらず、本論点については改正を見送ることとした。

(参考2) 権利の行使期間を6か月に限定している他の法律の例

民法(明治二十九年法律第八十九号)

(婚姻の取消し等の規定の準用)

第八百八条 第七百四十七条及び第七百四十八条の規定は、縁組について準用する。この場合において、第七百四十七条第二項中「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。

2 (略)

cf (詐欺又は強迫による婚姻の取消し)

第七百四十七条 詐欺又は強迫によって婚姻をした者は、その婚姻の取消しを家庭裁判所に請求することができる。

2 前項の規定による取消権は、当事者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免れた後三箇月を経過し、又は追認をしたときは、消滅する。

(相続の承認及び放棄の撤回及び取消し)

第九百十九条 相続の承認及び放棄は、第九百十五条第一項の期間内でも、撤回することができない。

2 前項の規定は、第一編(総則)及び前編(親族)の規定により相続の承認又は放棄の取消しをすることを妨げない。

3 前項の取消権は、追認をすることができる時から六箇月間行使しないときは、時効によって消滅する。 相続の承認又は放棄の時から十年を経過したときも、同様とする。

4 (略)

手形法(昭和七年法律第二十号)

第七十条 (略)

2 (略)

3 裏書人ノ他ノ裏書人及振出人ニ対スル請求権ハ其ノ裏書人ガ手形ノ受戻ヲ為シタル日又ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル日ヨリ六月ヲ以テ時効ニ罹ル

小切手法(昭和八年法律第五十七号)

第五十一条 所持人ノ裏書人、振出人其ノ他ノ債務者ニ対スル遡求権ハ呈示期間経過後六月ヲ以テ時効ニ罹ル

2 小切手ノ支払ヲ為スベキ債務者ノ他ノ債務者ニ対スル遡求権ハ其ノ債務者ガ小切手ノ受戻ヲ為シタル日又ハ其ノ者ガ訴ヲ受ケタル日ヨリ六月ヲ以テ時効ニ罹ル

お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)

第四条 前条の金品の支払又は交付を受ける権利は、第二条第五号の支払又は交付の期日から六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。

一定の手続を講ずる期間を6か月に限定している民法の規定の例

(催告)

第一百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(養親が未成年者である場合の縁組の取消し)

第八百四条 第七百九十二条の規定に違反した縁組は、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養親が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

(後見人と被後見人との間の無許可縁組の取消し)

第八百六条 第七百九十四条の規定に違反した縁組は、養子又はその実方の親族から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、管理の計算が終わった後、養子が追認をし、又は六箇月を経過したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(配偶者の同意のない縁組等の取消し)

第八百六条の二 第七百九十六条の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が、縁組を知った後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

2 詐欺又は強迫によって第七百九十六条の同意をした者は、その縁組の取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が、詐欺を発見し、若しくは強迫を免れた後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

(子の監護をすべき者の同意のない縁組等の取消し)

第八百六条の三 第七百九十七条第二項の規定に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が十五歳に達した後六箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでない。

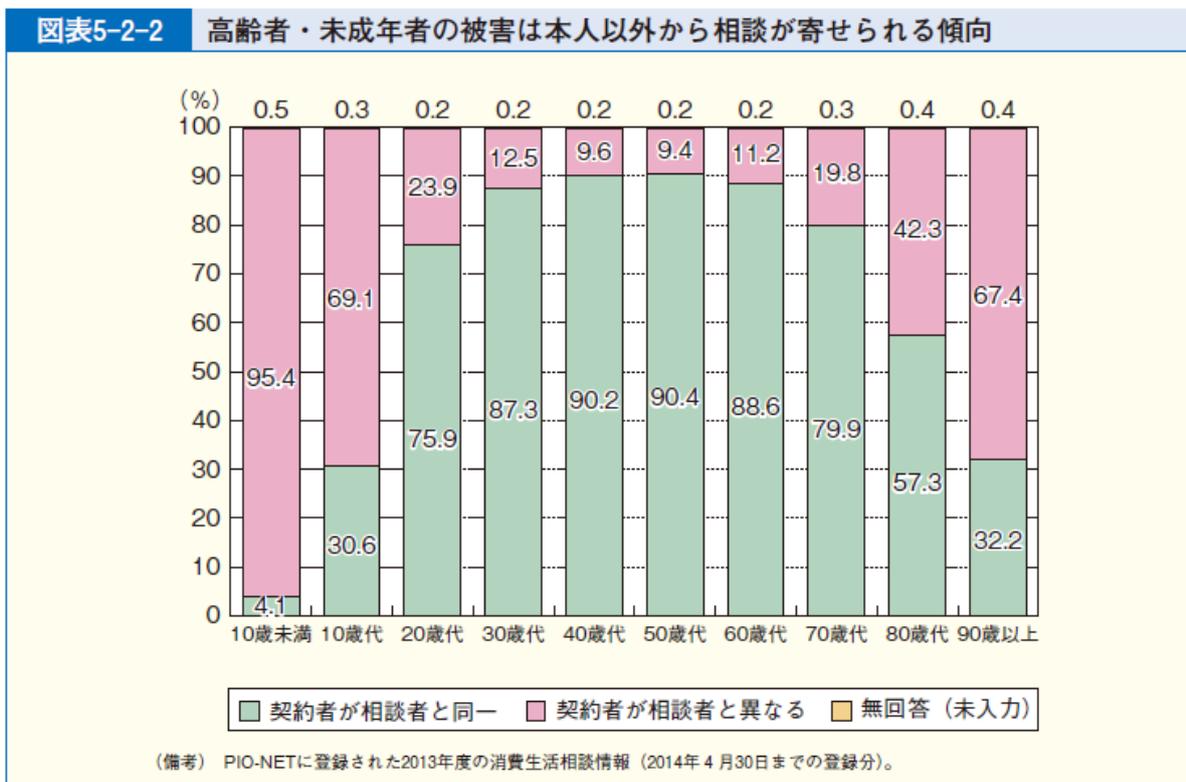
2 前条第二項の規定は、詐欺又は強迫によって第七百九十七条第二項の同意をした者について準用する。

(養子が未成年者である場合の無許可縁組の取消し)

第八百七条 第七百九十八条の規定に違反した縁組は、養子、その実方の親族又は養子に代わって縁組の承諾をした者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができる。ただし、養子が、成年に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、この限りでない。

(参考3) 契約当事者以外からの相談の割合

平成26年版消費者白書図表5-2-2(202頁)



(参考4) 権利の行使期間を1年に限定している他の法律の例

民法(明治二十九年法律第八十九号)

(地上権等がある場合等における売主の担保責任)

第五百六十六条 売買の目的物が地上権、永小作権、地役権、留置権又は質権の目的である場合において、買主がこれを知らず、かつ、そのために契約をした目的を達することができないときは、買主は、契約の解除をすることができる。この場合において、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができる。

2 前項の規定は、売買の目的である不動産のために存すると称した地役権が存しなかった場合及びその不動産について登記をした賃貸借があった場合について準用する。

3 前二項の場合において、契約の解除又は損害賠償の請求は、買主が事実を知った時から一年以内にしなければならない。

(売主の瑕疵担保責任)

第五百七十条 売買の目的物に隠れた瑕疵があったときは、第五百六十六条の規定を準用する。ただし、強制競売の場合は、この限りでない。

cf 民法(債権関係)の改正に関する要綱(2015年2月)

第30 売買

7 買主の権利の期間制限

(1) 民法第570条本文(同法第566条の準用)の規律のうち期間制限に関するものを、次のように改めるものとする。

売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(2) 民法第564条(同法第565条において準用する場合を含む。)及び第566条第3項を削除するものとする。

(請負人の担保責任の存続期間)

第六百三十七条 前三条の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は、仕事の目的物を引き渡した時から一年以内にしなければならない。

2 仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、前項の期間は、仕事が終了した時から起算する。

第六百三十八条 建物その他の土地の工作物の請負人は、その工作物又は地盤の瑕疵について、引渡しの後五年間その担保の責任を負う。ただし、この期間は、石造、土造、れんが造、コンクリート造、金属造その他これらに類する構造の工作物については、十年とする。

2 工作物が前項の瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、注文者は、その滅失又は損傷の時から一年以内に、第六百三十四条の規定による権利を行使しなければならない。

cf. 民法（債権関係）の改正に関する要綱（2015年2月）

第35 請負

2 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任

(1)・(2) (略)

(3) 仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の注文者の権利の期間制限（民法第637条関係）

民法第637条の規律を次のように改めるものとする。

ア (2)本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

イ アの規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時（その引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時）において、請負人がアの不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しない。

(4) 仕事の目的物である土地工作物が契約の内容に適合しない場合の請負人の責任の存続期間（民法第638条関係）

民法第638条を削除するものとする。

（減殺請求権の期間の制限）

第千四十二条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から十年を経過したときも、同様とする。

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）

第九条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約

二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務

と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

- 2 前項の規定による権利は、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から一年以内に行使しなければならない。
- 3 (略)

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

（仮装取引等をした者の損害賠償責任）

第百十七条 前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された対価の額又は約定価格等により当該商品市場における取引又はその委託をした者が当該取引又は委託につき受けた損害を賠償する責めに任ずる。

- 2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に違反する行為があつたことを知つた時から一年間又は当該行為があつた時から三年間これを行わないときは、時効によつて消滅する。

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（公開買付けに係る違反行為による賠償請求権の時効）

第二十七条の二十一 第二十七条の十七第一項の規定による請求権及び第二十七条の十八第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、請求権者が当該違反を知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。 当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間、これを行わないときも、また、同様とする。

- 2 前条第二項の適用がある場合における同条第一項の規定による請求権は、請求権者が公開買付開始公告等、公開買付届出書、公開買付説明書又は対質問回答報告書のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは表示があり、又は記載若しくは表示すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることを知つた時又は相当な注意をもつて知ることができる時から一年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。 当該公開買付けに係る公開買付期間の末日の翌日から起算して五年間、これを行わないときも、また、同様とする。

（相場操縦行為等による賠償責任）

第一百六十条 前条の規定に違反した者は、当該違反行為により形成された金融商品、金融指標若しくはオプションに係る価格、約定数値若しくは対価の額により、当該金融商品、金融指標若しくはオプションについて、取引所金融商品市場における有価証券の売買、市場デリバティブ取引、店頭売買有価証券市場における有価証券の売買若しくは取扱有価証券の売買（以下この項において「取引所金融商品市場等における有価証券の売買等」という。）をし、又はその委託をした者が当該取引所金融商品市場等における有価証券の売買等又は委託につき受けた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定による賠償の請求権は、請求権者が前条の規定に違反する行為があつたことを

知った時から一年間又は当該行為があつた時から三年間、これを行わないときは、時効によつて消滅する。

(参考5) これまでの提案

消費者契約法日弁連改正試案(2014年版)

(取消権の行使期間等)

第11条 この法律の規定による取消権は、取消しの原因となっていた状況(心理的な影響を含む。)が消滅した時から3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。当該消費者契約の締結の時から10年を経過したときも、同様とする。

2 (略)